

“事業再生の計画の実行に必要な資金”を別枠で調達!! 経営改善サポート保証

対象は？

計画に従って事業再生に取り組み、金融機関に対して計画の実行状況の報告を行う中小企業・小規模事業者の方々。なお、計画は以下の内容が満たすものまたは含むものが必要です。

- (1) 債権者間の合意がとれているもの
- (2) 申込人の経営に係る現況・課題と課題を踏まえた改善策
- (3) 計画期間中の各事業年度の収支計画および計画終了時の定量目標ならびにその達成に向けた具体的な行動計画（アクションプラン）

利用メリット

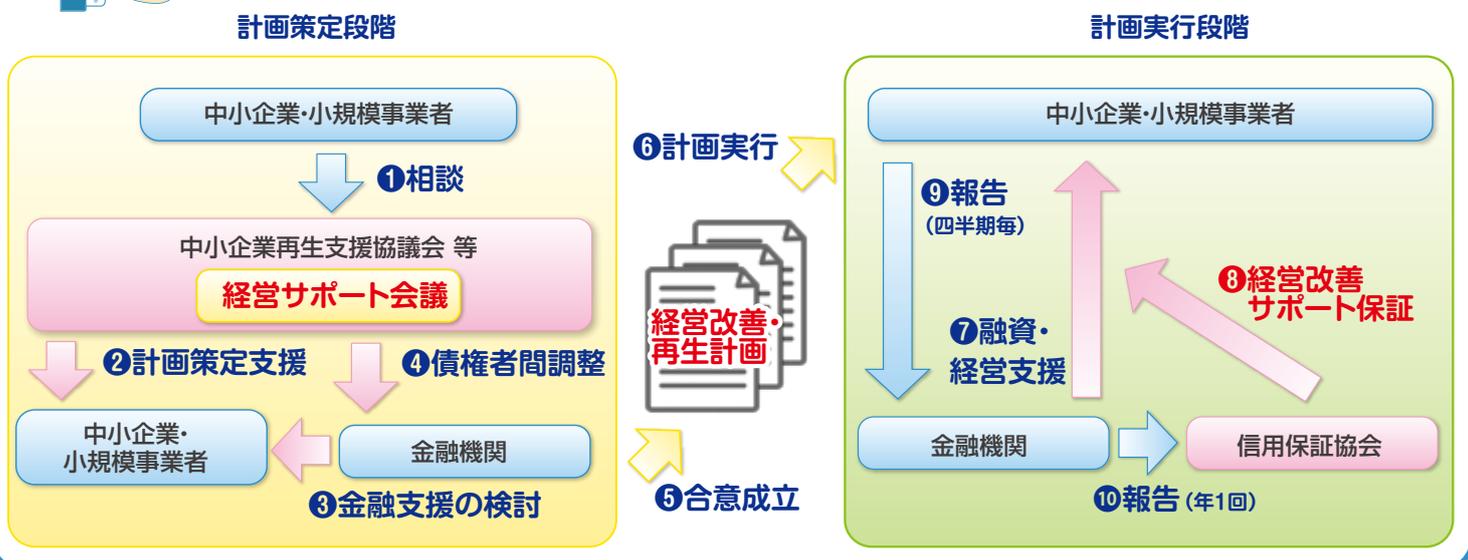
- “事業再生の計画の実行に必要な資金”を低利な信用保証協会付融資で調達できます!
- 一般保証枠とは別枠で利用できます!
- 計画に謳われている資金調達が比較的容易となります! (債権者間の合意が前提にある為)
- 事業再生計画の策定支援機関等と連携し、計画のフォローアップを通じ、経営支援が受けられます! (計画の修正指導・助言も含む)

経営改善サポート保証（事業再生計画実施関連保証）とは…

中小企業再生支援協議会の指導または助言を受けて作成した事業再生の計画等に従って事業再生を行う中小企業・小規模事業者の資金調達を支援することにより、事業再生の着実な進捗を図り、中小企業・小規模事業者の活力の再生を図ることを目的とした制度です。



【制度のしくみ】



※事業再生計画は中小企業再生支援協議会等の支援により作成したものに限りません。

※制度の概要(保証限度額、保証期間、返済方法等)については利用いただく制度により異なります。詳細についてはお問い合わせ下さい。

※ご利用にあたっては信用保証協会の保証審査が必要です。ご希望に添えない場合がありますので予めご了承下さい。